

リアプロ BB+売買業者間流通 利用規約

定義

- 日本情報クリエイト株式会社（以下「当社」という）
- 当社が提供するサービス リアプロ BB+売買業者間流通（以下「本サービス」という）
- 本サービスを利用する者をリアプロ BB+売買業者間流通会員という（以下「会員」という）

第1条（適用関係）

1. 本規約は、当社が提供するリアプロ BB+売買業者間流通に適用される。
2. 本規約に定めのない事項については、リアプロ BB+利用規約および基本規約の規定を適用する。
3. 本規約の定めがリアプロ BB+利用規約または基本規約の定めと異なる場合は、本規約の定めが優先する。
4. 本サービスの利用は、リアプロ BB+の利用契約が有効に存続していることを前提とする。リアプロ BB+の利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も同時に終了する。

第2条（規約の目的）

本規約は、会員が、当社の運営・管理する本サービスを利用し、自らが取り扱う売買物件の情報を他の不動産業者に提供すること、および他の不動産業者が掲載する売買物件の情報を閲覧・利用することにより、不動産売買業務及び売買仲介業務を円滑に行なうことを目的とする。

第3条（定義）

本規約において、以下の用語は各項に定める意味を有する。

1. 「掲載主」：本サービスに物件情報を掲載する会員をいう。
2. 「相手方利用者」：掲載主が本サービスに掲載した物件情報を、閲覧、問い合わせその他の方法により本サービス上で認知した会員をいう。
3. 「同一物件」：掲載主が本サービスに情報を掲載した物件の全部または一部をいい、当該物件が分筆・合筆・区分所有権の単独化もしくは統合その他の方法により形状・単位を変更された場合であっても、実質的に同一の不動産と認められるものを含む。
4. 「同一法人グループ」：会員自身、会員の親会社、子会社および関連会社ならびに会員が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を総称していう。
5. 「対象成約」：掲載主が本サービスに情報を掲載した物件（同一物件を指す。）につ

いて、掲載主および相手方利用者（掲載主ないし相手方利用者の同一法人グループに属する法人を含む。）が、自ら契約当事者となり、または契約当事者のために媒介または代理業務等により関与した売買契約、交換契約その他の不動産に関する権利の移転を目的とする契約（以下、総称して「売買契約」という。）が締結されたことをいう。

6. 「成約価格」：売買契約書その他の前項に規定する契約の成立を証する書面に記載された売買代金その他の不動産に関する権利の移転の対価の総額（消費税を含む場合は税込額。仲介手数料、登記費用その他の付随費用を含まない）をいう。
7. 「引渡年月」：対象成約に係る売買契約に基づき、売主から買主に対して物件の引渡（決済を伴う場合は決済を含む）が完了する年および月をいう。
8. 「書面」：紙文書のほか、電子メール、当社所定のオンラインフォームその他の電磁的方法により作成された記録を含む。

第4条（使用許諾）

1. 当社は、会員に対し、本サービスを、日本国内において非独占的に使用することを許諾する。
2. 会員及び当社は、前項の使用許諾が本サービスについての著作権等の知的財産権の移転を伴うものではないことを確認する。
3. 会員は、本サービスを第2条に規定する目的の達成にのみ利用することができ、これ以外に、本サービスの複製、変更、改変その他本サービスについての当社の著作権等を侵害し又はその恐れのある行為を一切することができない。

第5条（契約の成立および利用開始）

1. 本サービスの利用を希望する会員は、当社所定の方法により申込を行うものとし、当該申込に係る注文書に記載された日付を注文日とする。
2. 当社は、前項の申込に対し審査を行い、承諾する場合はその旨を会員に通知する。当該通知をもって本サービスの利用に関する個別契約が成立する。
3. 基本規約第2条に定める注文書の提出は、当社所定の電磁的方法によることができる。
4. 当社は、個別契約の成立後、本サービスの利用に必要なセットアップを行い、完了後に会員に通知する。
5. 会員は、前項の通知を受けた後速やかに管理者アカウントにより本サービスにログインし、セットアップ内容を確認のうえ、当社所定の方法により検収を行うものとする。
6. 会員が前項の検収を完了した時点をもって、本サービスの利用開始日とする。
7. 本サービスの登録料、利用料、オプション料金の発生時点および請求時期について

は、別途定める料金表に従う。ただし、成約時システム利用料の発生時点については第 10 条第 2 項に定めるところによる。

第 6 条（掲載物件の要件）

1. 掲載主は、以下のいずれかに該当する物件に限り、本サービスに物件情報を掲載することができる。
 - 掲載主が自ら売主である物件
 - 掲載主が売主と直接媒介契約を締結している物件
2. 当社は、掲載された物件が前項の要件を満たさないと合理的に判断した場合、掲載主への事前の通知なく、当該物件情報の掲載を停止または削除することができる。
3. 前項の措置により掲載主に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わない。
4. 掲載主は、本サービスに物件情報を掲載するにあたり、以下の事項を表明し、保証する。
 - (1) 当該物件が実在すること
 - (2) 掲載主が、当該物件について第 1 項各号のいずれかに該当する地位を有していること
 - (3) 掲載する売買条件（売買代金、引渡条件等）が売主の意思に合致していること
 - (4) 掲載する写真、間取り図面、販売図面その他の資料の使用が、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと
 - (5) 物件情報の記載内容が正確であり、重要な事実に関する不実の記載または脱漏がないこと
5. 前項の表明保証に違反したことが判明した場合、当社は、会員への事前の通知なく、以下の措置の全部または一部を講じることができる。
 - (1) 当該物件情報の掲載停止または削除
 - (2) 本サービスの利用停止
 - (3) 本契約の解除

第 7 条（物件の登録）

1. 会員は、本サービスを利用して、第 6 条の要件を満たす売買物件（以下「本物件」という）の情報を掲載することができる。
2. 前項の本物件の情報掲載は、会員の委託に基づき、当社がデータ入力作業を行うことができる。この場合におけるデータ入力作業は、次項に規定する会員からの情報提供をうけて機械的に行なわれるものであり、入力データの内容について、提供された情報との合致を除き、当社は、何らの責任を負うものではない。
3. 会員は、前項のデータ入力の委託のために必要な資料等を当社に提供するとともに、

必要な事項を当社に説明する。

4. 当社は前項の資料を、自己の原票、資料等と同水準の注意をもって保管するものとする。
5. 当社は、第2項の委託業務終了後、すみやかに会員にその旨の報告を行うものとする。
6. 会員は、前項の委託業務終了報告を受けた後、直ちに本物件に関するデータが正しく入力されているかを確認し、誤記その他の入力間違いがあった場合には、報告を受けた後7日以内に当社に通知するものとする。
7. 会員が第5項の報告の後7日以内に前項の通知をしない場合には、本物件に関するデータは正しく入力されているものとし、当社は、一切の責任を負わないものとする。
8. 第2項に定める委託（以下、本条において「登録代行」という。）については、前各項に定めるほか、以下の各項に定めるところによる。登録代행을希望する会員は、当社所定の方法により当社に依頼を行うものとし、当社が当該依頼を受け付けた旨を会員に通知した時点で、当該依頼に係る登録代行的委託が成立するものとする。
9. 登録代行の対象は、本物件の新規の登録に限るものとする。登録された本物件の本サービス上での公開、公開後の掲載内容の変更、修正、削除その他の作業は登録代行の対象に含まれず、会員が自らの責任において行うものとする。
10. 登録代行は、第3項に基づき会員から提供された資料および情報に基づき、その範囲内において行うものとする。当社は、当該資料および情報の充足性、正確性その他その内容について確認する義務を負わないものとし、会員から提供されなかった事項が本物件の登録内容に反映されないことについて、一切の責任を負わない。
11. 当社は、登録代行の依頼に係る本物件が第6条第1項各号のいずれにも該当しないと判断した場合その他登録代行を行うことが適当でないと合理的に判断した場合、当該依頼を受け付けないことができる。
12. 当社は、登録代行の作業を速やかに行うよう努めるものとする。ただし、作業に要する期間は、依頼の状況、提供された資料および情報の内容その他の事情により変動するものであり、当社は特定の期日までに作業を完了することを保証しない。会員は、これを予め承諾するものとし、作業の完了時期に関して会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。
13. 会員は、登録代行のために当社に提供する資料および情報について、これを当社に提供し当社をして本サービスに登録させる正当な権限を有していること、ならびに当該資料および情報の利用が第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害しないことを表明し、保証する。当社は、会員から提供された資料および情報の内容の適法性ならびに第三者の権利を侵害しないことについて、調査または確認の義務を負わないものとし、これらに起因して第三者との間に紛争が生じた場合、会員

は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。

14. 登録代行の対象とすることができる本物件の件数は、第5条第1項に定める注文日を起算日とする1年間ごと（以下、当該各期間を「対象期間」という。）に、会員が登録代行の依頼を行った本物件の件数をもって計算するものとし、当該依頼に係る登録代行が完了したか否か、および会員が依頼を行った後にこれを取り消したか否かを問わない。なお、第6項の通知に基づき当社が修正を行う場合、当該修正に係る作業は新たな登録代行の依頼として取り扱わない。別途定める料金表に定める件数（以下「無償上限件数」という。）を上限として、当該上限の範囲内においては追加の料金は発生しない。無償上限件数は対象期間ごとに更新されるものとし、対象期間内に使用されなかった件数を翌対象期間へ繰り越すことはできない。
15. 当社は、会員から登録代行の依頼を受けた場合、当該対象期間における前項の件数を確認し、当該依頼に係る本物件の全部または一部が無償上限件数を超えることとなる場合には、その旨および別途定める料金表に定める超過分の料金（以下「超過料金」という。）が発生する旨を会員に通知し、会員から当該超過料金の発生について承諾を得た後に、登録代行の作業を開始するものとする。ただし、会員が予め当社所定の方法により当該対象期間中に発生する超過料金について包括的に承諾している場合は、個別の通知および承諾を要しないものとする。
16. 前項の承諾が得られない場合、当社は当該依頼に係る登録代行を行わないものとする。この場合および第11項により当社が依頼を受け付けなかった場合、当該本物件は第14項に定める件数に算入しない。
17. 超過料金は、第7項により本物件に関するデータが正しく入力されているものとみなされた日（第6項の通知があった場合は、当社が修正を行い改めて第5項の報告を行った後、当該報告の日から7日を経過した日）の属する月の末日を締日として集計するものとし、当社は、当該締日の属する月の翌月末日を支払期限とする請求書を会員に対して発行する。
18. 登録代行は本サービスの利用に付随して提供されるものであり、会員は、登録代行のみを個別に解約することはできない。
19. 当社は、登録代行を行うため、本サービスにおける会員のアカウント内に、登録代行の用に供する専用のユーザーアカウント（以下「代行用アカウント」という。）を作成するものとし、会員はこれを予め承諾する。代行用アカウントのIDおよびパスワードその他の認証情報は、当社が設定し、管理するものとし、当社は会員に対しこれを開示しない。代行用アカウントは、会員が利用できるアカウント数の上限に算入しない。
20. 当社は、代行用アカウントを登録代行の目的の範囲内においてのみ使用するものとし、善良な管理者の注意をもってその認証情報を管理するものとする。

21. 当社が代行用アカウントを使用して行った本物件の登録その他の操作は、登録代行の履行として行われたものとする。会員は、代行用アカウントを使用してはならないものとし、会員または会員の指定する者が代行用アカウントを使用した場合、当該使用に係る一切の行為は会員が行ったものとみなす。
22. 当社は、代行用アカウントに付与する権限の範囲を、登録代行の実施に必要な範囲に限定して設定するものとする。
23. 会員は、代行用アカウントを削除、停止その他使用できない状態としてはならない。やむを得ない事由によりこれらの措置を行った場合、会員は、遅滞なくその旨を当社に通知するものとする。
24. 会員の責めに帰すべき事由により代行用アカウントが使用できない状態となった場合、当社は、当該事由が解消されるまでの間、登録代行の作業に着手しないことができる。この場合において、作業の着手または完了の時期に関して会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該事由が解消されない場合、当社は当該依頼に係る登録代行を行わないことができるものとし、この場合、当社は、当該本物件を第14項に定める件数に算入しないことができる。
25. 当社は、会員が本サービスの利用を終了したとき、または当社が登録代行の提供を終了したときは、以後、代行用アカウントを使用しないものとし、速やかにこれを削除するものとする。

第8条（登録料・利用料・オプション料金・成約時システム利用料）

1. 会員は、当社に対し、本サービス利用の対価として、別途定める料金表に規定された以下の費用を支払うものとする。
 - 登録料（初期費用）
 - 月額利用料
 - オプション機能の利用料（該当する場合）
 - 成約時システム利用料（以下「成約時利用料」という。）
2. 当社は、会員の同意なく、当社の裁量において前項記載の各料金の金額または料率を変更することができるものとする。ただし、当社は、料金または料率の変更にあたっては事前に会員にその旨通知するものとする。
3. 前項に基づき成約時利用料の料率に変更される場合、当該変更は、変更の効力発生日以降に締結される売買契約に係る成約時利用料について適用するものとし、効力発生日前に締結された売買契約に係る成約時利用料については、変更前の料率を適用する。

第9条（成約時利用料の発生要件）

1. 本物件について対象成約が発生したときは、掲載主は、当社に対し、前条第1項第4号に定める成約時利用料の支払義務を負うものとする。
2. 以下の場合であっても、掲載主の成約時利用料支払義務は免除されない。
 - (1) 掲載主と相手方利用者が、本サービスの利用開始前または本物件の本サービスへの掲載前から、当該掲載主・相手方利用者間で他の物件に関する取引履歴または日常的な情報交換を有していた場合
 - (2) 相手方利用者が、本サービス上で当該物件情報を認知した後、本サービス外の経路（電話、メール、対面等）でも当該物件に関するやりとりを行った場合
 - (3) 売買契約の対象不動産が、本サービスに掲載された物件の一部または全部に該当する場合（同一物件の定義に従う）
 - (4) 本サービスまたは本契約の終了前に相手方利用者が認知した物件（同一物件を指す）について、その終了後に売買契約が締結された場合
 - (5) 成約した売買契約が解除等により効力を失った場合（この場合については、第13条に定める請求取消しないし返還の手続によるものとする）

第10条（成約時利用料の算定）

1. 成約時利用料額は、成約価格×当社が料金表に定める料率により算定し、算定された成約時利用料額に別途消費税を付加するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。
2. 成約時利用料の請求権は、対象成約に係る売買契約の締結日に発生するものとする。

第11条（成約の報告義務）

1. 掲載主は、本サービスに掲載した物件について売買契約が成立した場合、当該売買契約が対象成約に該当するか否かにかかわらず、売買契約が締結された月の翌月10日までに、当社所定の方法により以下の事項を当社に報告しなければならない。
 - 物件の特定情報（物件ID等）
 - 売買契約締結日
 - 引渡年月（予定）
 - 成約価格
 - 売買契約の相手方または相手方側の会員の商号もしくは名称
 - 売買契約の相手方または相手方側の会員の宅地建物取引業者免許番号（宅地建物取引業者である場合）
 - 売買契約の相手方（買主）の属性（個人、宅地建物取引業者、買取再販業者、その他の法人の別）
 - 売買契約の相手方が、相手方側の会員（相手方利用者）と同一法人グループに属する法人であるか否か

- 対象成約への該当有無
- 2. 掲載主は、前項の報告に際し、正確かつ真実の情報を申告しなければならない。
- 3. 当社が掲載主の第 1 項の申告に不備があると判断して同項の申告の差戻しを行った場合、掲載主は、当該差戻しの日から 1 週間以内に、当該不備を是正した上、再度当社が定める方法により申告を行うものとする。
- 4. 掲載主は、第 1 項の報告を行った後、引渡年月に変更が生じた場合、1 回に限り、当社所定の方法により当該引渡年月の変更を申告することができる。ただし、第 1 項で申告した引渡年月の末日を経過した後は、当該変更の申告をすることができない。
- 5. 前項の場合を除き、掲載主は、第 1 項の報告を行った後、当該報告の内容を変更することができない。ただし、当社が報告内容に不備があると判断し差戻しを行った場合、または第 13 条に基づく解除等の報告の場合はこの限りでない。

第 12 条（成約時利用料の支払条件）

1. 当社は、第 11 条第 1 項に基づき報告された対象成約に係る成約時利用料について、申告された引渡年月（同条第 4 項に基づき変更された場合は当該変更後の引渡年月。以下、本条において同じ。）の翌月 10 日までに請求書を発行する。
2. 掲載主は、前項の請求書記載の金額を、請求書発行月の末日までに当社指定の方法により支払うものとする。
3. 当社が第 11 条第 1 項に基づく報告を受領した日から 6 ヶ月を経過しても、当社が当該対象成約に係る引渡の完了を確認できない場合、当社は掲載主に対し、引渡完了の有無、見込み時期その他必要な事項について照会することができる。掲載主は、当該照会に対し、正当な理由なく回答を拒否してはならない。
4. 前項の照会の結果、引渡完了が確認できず、または引渡完了の見込みが立たないと当社が合理的に判断した場合、当社は、当該対象成約に係る成約時利用料の取扱いについて掲載主と協議の上、決定する。

第 13 条（売買契約の解除等に伴う取扱い）

1. 対象成約に係る売買契約が、手付解除、ローン特約に基づく白紙解除、合意解除その他の事由による解除、取消し、無効、解約その他の原因によって当該売買契約が効力を失った場合（以下、本条において「解除等」という。）、掲載主は速やかに当社にその旨を報告するものとする。
2. 前項の報告に際し、掲載主は売買契約の解除等を証する書面（解除通知書、合意解除書、取消通知書、無効を確認する書面等）を提出しなければならない。
3. 当社が前項の書面により売買契約の解除等を確認した場合、当該解除等が発生した時点に応じ、以下の各号に従い処理する。

- ① 解除等が、第 11 条第 1 項に基づき申告された引渡年月（同条第 4 項に基づき変更された場合は当該変更後の引渡年月。以下、本条において同じ。）の末日以前に発生した場合、当該対象成約に係る成約時利用料は発生しないものとし、当社が第 12 条第 1 項に基づき既に請求書を発行している場合は当該請求を取り消す。掲載主が既に成約時利用料を支払っている場合は、当社が解除等を確認した月の翌月末日までに返還する。
 - ② 解除等が、前号に定める引渡年月の末日を経過した後に発生した場合、当該解除等は対象成約の成立に影響を及ぼさず、成約時利用料の請求権は維持される。ただし、当社が当該解除等の事情を踏まえ、相当と認めた場合は、当社の裁量により請求の取消または既受領分の返還を行うことができる。
4. 掲載主は、当社が成約の報告を受理した日から 6 ヶ月以内に当社に報告しなければならない。当該期間経過後の報告については、当社は成約時利用料の返還義務を負わない。

第 14 条（調査権）

1. 当社は、成約時利用料の発生条件の充足有無および報告内容の正確性を確認するため、掲載主に対し、以下の資料の提出または情報の開示を求めることができ、掲載主は正当な理由なくかかる求めを拒否してはならない。
 - 売買契約書の写し
 - 媒介契約書の写し
 - その他当社が合理的に必要と認める資料
2. 当社は、本サービス上の閲覧履歴、問い合わせ履歴その他のログ情報を、報告内容の検証に利用することができる。
3. 掲載主は、本サービスに掲載した物件に関する第 1 項各号の資料その他の関連書類を、当該物件の売買契約締結日から 7 年間保管しなければならない。
4. 当社は、報告された対象成約の事実関係を確認するため、相手方利用者となった会員に対し、以下の事項について照会することができ、かかる照会を受けた会員は、正当な理由なく回答を拒否してはならない。
 - (1) 当該物件を本サービス上で閲覧したか否か
 - (2) 売買契約締結までの認知経路
 - (3) その他当社が合理的に必要と認める事項
5. 当社が第 1 項または第 4 項に基づき書類の提出または照会を求めたにもかかわらず、相当な期間内に正当な理由なく提出または回答がなされない場合、当社は、当社が指摘した事実（対象成約該当性、成約価格その他成約時利用料算定に係る事実を含む）を真実と推定して、成約時利用料の請求および第 15 条に定める措置を行うこと

ができる。

第 15 条（未報告・虚偽報告に関する措置）

1. 当社は、以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、掲載主に対し事実関係の確認を求めることができる。
 - 掲載物件の成約を報告しなかったとき
 - 対象成約に該当するにもかかわらず該当しない旨の申告を行ったとき
 - 成約価格その他の報告事項について虚偽の申告を行ったとき
 - その他、成約時利用料の適切な発生・請求を妨げる行為を行ったとき
2. 前項の確認の結果、未報告または虚偽報告が認められた場合、当社は以下の措置の全部または一部を講じることができる。
 - 本来の成約時利用料額の請求
 - 当該成約時利用料額の 200%に相当する違約金の請求
 - 本サービスの利用停止
 - 本サービス利用契約の解除
3. 前項の違約金は、違約罰としての性質を有し、当社が本来の成約時利用料を請求することおよび当社に生じた損害の賠償を別途請求することを妨げない。
4. 本条第 2 項記載の措置を講じる権利は、当社が未報告または虚偽報告の事実を認識した時から行使することができるものとする。

第 16 条（物件情報及びその他登録情報）

1. 本物件の情報及びそれに付随する登録情報（以下、「物件情報等」という。）の内容は会員の責任とし、物件情報等に誤りがあったため当社に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償しなければならない。
2. 会員は、物件情報等に変更があった際には、速やかにこれを変更しなければならない。
3. 会員は、当社が物件情報等を収集、加工して二次利用することを認めるものとする。

第 17 条（データの権利）

1. 本契約期間中、本サービスに登録する間取り図面データ、物件写真、販売図面その他の物件関連資料の権利は会員及び当社に属する。
2. 会員は、本サービスから抽出できる一切のデータについて、本契約の目的以外に利用してはならず、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、提供、漏洩してはならないものとする。

第 18 条（禁止事項）

会員は以下の各号の行為を行なってはならない。当社は、会員が以下の各号の行為を行ったとき又は会員が以下の行為を行う恐れがあると判断した場合、会員への事前通知・承諾無しに、本サービスの利用停止措置等の措置を講じることができるものとする。これにより会員に損害が生じた場合でも、当社はその損害を賠償する責任を負わない。

- (1) 第 6 条に定める掲載物件の要件を満たさない物件を掲載する行為、または同条の表明保証に違反して物件を掲載する行為
- (2) 本サービスを第三者に貸与・再販する行為
- (3) 同一店舗で複数のアカウントを不正に取得する行為
- (4) リアプロ BB+利用規約で禁止する行為
- (5) 基本規約で禁止する行為
- (6) 自動化されたプログラムその他の手段を用いて本サービスに大量、反復的または機械的にアクセスする行為
- (7) 本サービスから取得した情報を機械学習モデルその他の人工知能の訓練データとして利用する行為（当社が明示的に承諾した場合を除く）
- (8) 本サービスを構成するプログラム、API 仕様、データ構造等を解析、複製、改変する行為
- (9) 本サービス上のアクセスログ、閲覧履歴、問い合わせ履歴等を改ざんする行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為
- (11) 第 11 条の報告義務に違反して、対象成約に関する報告を行わず、または虚偽の報告を行う行為
- (12) 第 14 条の調査に対し、正当な理由なく協力を拒否する行為

第 19 条（本サービスの変更、中断）

1. 当社は次のいずれかに該当すると判断した場合は、会員へ事前の通告をすることなく一時的に本サービスの提供を変更、中断することができるものとする。
 - (1) 天変地異その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあり、本サービスが提供できない場合
 - (2) 緊急保守等本サービスの運営上やむを得ない事由が生じた場合
 - (3) その他運用上、当社が必要と判断した場合
2. 前項により、会員に損害が生じた場合でも、当社はその賠償の責任を負わないものとする。

第 20 条（契約期間）

本契約の期間は、利用開始日から 1 年間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに会員当社双方より書面による異議の申し出がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

第 21 条（解約）

1. 会員及び当社は、本契約の有効期間中であっても、相手方に対して、3ヶ月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、書面到達から3ヶ月を経過した日をもって解約の効果を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、直近3ヶ月間の利用料金相当額を当社に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
3. 解約の効力発生前に対象成約の発生条件を満たした成約については、解約後も成約時利用料の支払義務を免れない。

第 22 条（解除）

1. 会員及び当社は、相手方が本契約の定める義務に違反した場合、相手方に対して相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除し、かつ相手方に対し、それによって生じた損害の賠償を請求することができる。
2. 当社は、会員の責めに帰すべき事由により本サービスの運営に支障が生じた場合には、直ちに本契約を解除できるものとする。
3. 当社は、会員が次のいずれかの項目に該当する場合、何等の催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 監督官庁による営業の取消もしくは停止等の処分その他関連法規に基づく行政上の処分を受けたとき
 - (2) 破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、その他財務状況の悪化又はその恐れがあると認められる相当な事由があったとき
 - (3) 資産の一部又は全部に対して差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の行使を受けたとき、又は競売の申立を受けたとき
 - (4) 自己振出手形又は小切手が不渡り処分となり支払停止事由が発生したとき
 - (5) 反社会的勢力の排除に関する表明保証に違反することが判明した場合
 - (6) 当社が、会員の業態、信用状態、過去の取引状況、第 15 条に定める違反の反復、その他客観的事情から、本サービスの提供を継続することが当社の事業運営上不適当と合理的に判断したとき
 - (7) その他本契約を継続することができない重大な事由があるとき
 - (8) その他前各号に準ずる事由で当社が契約の継続が不適当と判断したとき

第 23 条（競業禁止）

当社の営業秘密の侵害を防止するため、会員は、本契約期間中及び本契約終了後2年間、本サービスと同種又は類似する内容のシステムを開発・運営してはならない。

第 24 条（免責）

1. 停電、通信回線の事故、天災等の不可抗力、通常講ずるべきウイルス対策では防止できないウイルス被害、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等の不具合、緊急メンテナンスの発生等、当社の責めに帰すべき事由以外の原因により本契約に基づく債務の全部又は一部を履行できなかった場合、当社はこれによって会員が被った損害を賠償する責任を負わないものとする。
2. 前項の原因となった事由が解消されるまで当社が本サービスを提供しないことを、会員は承諾する。
3. 当社は、本契約に関して会員に損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失に基づく場合を除き、その責任を負わないものとする。
4. 前項に基づき当社が損害賠償の責任を負う場合には、契約責任、不法行為などの責任原因の如何にかかわらず、会員が当社に支払った一年分の利用料金（成約時利用料を含む）の総額を上限とし、会員が実際に被った損害がこれを超えた場合には、超えた部分の損害にかかる負担割合について、会員当社間で別途協議のうえ決定するものとする。

第 25 条（会員の補償義務）

会員の本規約違反、会員が本サービスに提供した物件情報等の不正確性、会員と第三者との間の紛争、その他会員の責めに帰すべき事由により、当社が第三者から請求、訴訟提起、行政処分その他の不利益を受けた場合、会員は当社が被った損害（合理的な弁護士費用、和解金、賠償金、行政処分に伴う費用を含む）を補償するものとする。

第 26 条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。